

○飯島町住民税非課税世帯エアコン設置促進事業補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 25 日

告示第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、近年の猛暑による熱中症リスク増加を踏まえ、町民の命と健康を守るため、生活保護世帯を含む住民税非課税世帯のエアコン設置等に係る費用を補助することについて、飯島町補助金交付規則（昭和 36 年飯島町規則第 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 飯島町住民税非課税世帯エアコン設置促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、居住する住宅に稼働可能な第 4 条第 1 号に規定する対象設備がない世帯であって、交付申請日において、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき、町の住民基本台帳に記録されている者（配偶者やその他親族からの暴力等を理由に長野県外に避難している者を除く。）又は長野県内の市町村の住民基本台帳に記録されている者であって、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に当町に避難している者のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

- (1) 申請日において、生活保護受給世帯と確認できた世帯（保護停止中の世帯を含み、生活保護制度において冷房器具の購入に要する費用が支給できる世帯を除く。）
- (2) 申請日における世帯員全員が、申請日の属する年度（4 月 1 日から 5 月 31 日までに申請が行われた場合は、前年度）に住民税が非課税であることが確認できた世帯（前号の世帯を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の対象としない。また、その者を構成員に含む場合も同様とする。

- (1) 町税その他義務的納金の滞納がある者
- (2) 飯島町暴力団等反社会的勢力排除条例（平成 24 年飯島町条例第 14 号）第 2 条に規定する暴力団等及び暴力団等と密接な関係を有する者

(補助金の交付額)

第 3 条 前条の規定により補助対象者に対して交付する補助金の額は、以下に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第 1 項第 1 号に定める世帯の世帯主に対する補助金の額は、第 5 条に定める補助対象経費と 73,000 円を比較して、低い額とする。
- (2) 前条第 1 項第 2 号に定める世帯の世帯主に対する補助金の額は、第 5 条に定める補助対象経費に 3 分の 2 を乗じた額（千円未満切捨て）と 48,000 円を比較して低い額とする。

(対象設備)

第 4 条 補助の対象となる設備の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、補助対象者の居住する住宅に対して 1 台の設備を補助対象とする。ただし、居住する住宅に第 2 号に定める稼働可能な設備がある場合、同号に定める設備は補助対象の設備としないものとする。

(1) 家庭用品品質表示法施行令（昭和 37 年政令第 390 号）に規定される「エアコン
ディショナー」のうち、次に掲げる設備

ア 壁掛け型エアコン

イ 床置き型エアコン

ウ ウインドエアコン（窓用）

エ ポータブルエアコン

(2) 室温を下げるため、コンセントから直接給電する電気冷風機及びペルチェ式クー
ラー（充電式のものを除く。）

（対象経費）

第 5 条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業のうち次の各号に掲げる費用と
する。

(1) 設備費（補助対象設備 1 台の購入に必要な費用）

(2) 工事費（補助対象設備 1 台の設置に必要な経費）

（受給権者等）

第 6 条 補助金の受給権者は、補助対象となる世帯の世帯主とする。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に当町に避難している者は、居住実態によ
り町長が認める者とする。

（交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、飯島町住民税
非課税世帯エアコン設置促進事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添え、
町長に提出しなければならない。

（交付申請の受付期間）

第 8 条 前条の規定による補助金の交付申請の受付は、町長が定める期間に行うものと
する。

（補助金の交付決定）

第 9 条 町長は、第 7 条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査して交付
の可否を決定し、飯島町住民税非課税世帯エアコン設置促進事業補助金交付・不交付決
定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 10 条 前条の交付決定を受けた者は、第 4 条に定める対象設備の設置が完了した後、速
やかに、飯島町住民税非課税世帯エアコン設置促進事業補助金実績報告書（様式第 3 号）
を作成し、関係書類を添えて、町長へ提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 11 条 町長は、前条の規定により実績報告書を受理したときは、速やかに内容を審査の
上、実績報告の額をもって、補助金の額の確定を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 9 条により交付決定を行った額が実績報告の額より小さ
い場合、交付決定を行った額により補助金の交付額の確定を行う。

（補助金の請求）

第 12 条 前条の補助金の額の確定を受けた者は、飯島町住民税非課税世帯エアコン設置
促進事業補助金交付請求書（様式第 4 号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の代理受領)

第 13 条 申請者は、当該補助金の受領について、当該エアコン設置工事を行った者に委任する方法(以下「代理受領」という。)により行うことができる。

2 前条の規定にかかわらず、代理受領により補助金の交付を受けようとする申請者は、第 11 条の規定による通知を受けた後速やかに、飯島町住民税非課税世帯エアコン設置促進事業補助金交付請求書兼口座振込依頼書(代理受領)(様式第 5 号)を町長に提出しなければならない

(補助金の交付決定の取消し)

第 14 条 町長は、申請者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 申請者から文書で申請の取下げがあったとき。

(3) 第 10 条に規定する実績報告書を提出しなかったとき。

(4) その他、この要綱の規定に違反したと町長が認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、補助金の交付対象者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前 2 項の規定は、第 11 条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)